

一般財団法人福島富岡文化財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人福島富岡文化財団と称し、英文では、Fukushima Tomioka Art Foundation と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県双葉郡富岡町に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、現代美術家である宮島達男の作品《時の海-東北》の展示を通じて、世界へ向かって東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故を含む複合災害の記憶を未来に伝え、東北の復興と新しい未来を共に考える場を提供すること、また、これを基盤として、地域の文化芸術の振興と発信拠点としての役割を果たし、地域社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宮島達男の作品《時の海-東北》の展示並びに関連プログラムの企画及び運営
- (2) 宮島達男をはじめとする現代美術作品の収集、保存、研究及び展示
- (3) 震災、復興等に関する芸術的及び文化的活動の支援及び情報発信
- (4) 国内外の現代美術家による高度な芸術表現を伴う展示、イベントの企画及び実施
- (5) 地域住民及び来館者向けの文化教育・ワークショップの企画及び実施
- (6) 美術館の運営及び管理
- (7) 美術館敷地内外における地域イベント、催し物、憩いの場としての広場の活用及び提供
- (8) 美術館敷地内外におけるカフェその他の飲食店の経営
- (9) 前各号に付帯する図録、印刷物その他の製品の製作及び販売
- (10) その他当法人の目的を達するために必要な事業

2 前項の事業は、福島県双葉郡を拠点に行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 理事は、基本財産を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならないが、当法人の目的である事業を行うことを妨げる処分をしてはならない。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。但し、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については定時評議員会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書

2 第1項各号の書類及び監査報告については、定時評議員会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 当法人に、3名以上8名以下の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員は、評議員会の決議によって選任する。

2 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、この定款に定めた定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第6章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以下
- (2) 監事 1名以上2名以下

2 理事のうち、1名を代表理事、2名以下を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事には、理事のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第 24 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

（競業及び利益相反取引）

第 26 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受ける。

(1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき

- (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告する。

第7章 理事会

(構成)

第27条 当法人に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した代表理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

第8章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(事業の全部譲渡)

第33条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、評議員会の決議によらなければならない。

(解散)

第34条 当法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(清算法人の機関)

第35条 当法人が清算法人となった場合、評議員、評議員会及び清算人の他、清算人会及び監事を設置する。

(剰余金の処分制限)

第36条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 当法人の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合には、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(細 則)

第39条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2 当法人の設立者は次のとおりである。

氏 名	住 所
宮島 達男	茨城県守谷市乙子13番地の2
- 3 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

宮島 達男	現金300万円
-------	---------
- 4 当法人の設立時評議員は次のとおりとする。

大林剛郎
倉森京子
山本曉甫
遠藤秀文
宮島達男
- 5 当法人の設立時の役員は次のとおりとする。

理事 山本妙
理事 高橋大就
理事 田根剛
理事 宮島依子
代表理事 寺井真実

監事 岡本健太郎
監事 原田豊行

- 6 当法人の設立当初の事業年度は、第6条にかかわらず、この法人の成立の日から2026年5月31日までとする。

以上、一般財団法人福島富岡文化財団の設立のため、設立者の定款作成代理人は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和7年5月29日

設立者 宮島 達男

定款作成代理人

東京都港区南青山5丁目18番5号 南青山ポイント1階

骨董通り法律事務所

岡本 健太郎